

参議院法務委員會議録第六号

昭和三十三年二月十四日(金曜日)午前
十時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君
宮城タマヨ君

委員

雨森 常夫君
重宗 雄三君
亀田 得治君
藤原 道子君
後藤 文夫君
辻 武壽君

本日の会議に付した案件
○連合審査会開会の件

○委員長(青山正一君) これより委員
会を開会いたします。

初めに連合審査会開会についてお諮
りいたします。外国人登録法の一部を
改正する法律案につきましては、外務
委員会と連合審査会を開会することに
いたしたいと存じますが、さよう決定
することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青山正一君) 御異議ないと
認めます。それでは本件についての、
法務、外務連合委員会は、本日午前十
時から開会いたします。

委員会はこれにて散会いたします。
午前十時十七分散会

二月十二日本委員会に左の案件を付託
された。

一、更生保護事業の強化に関する請
願(第六六七号)

第六六七号 昭和三十三年二月六日
受理

更生保護事業の強化に関する請願

請願者 山形市緑町一ノ七ノ一

二山形保護観察所内山

形県保護司連盟会内

秋野平治郎

紹介議員 松澤 靖介君

更生保護制度の充実強化のため、(一)

保護司実費弁償金を増額すること、(二)

(三)犯罪予防のための啓発宣伝に必要

な経費予算を計上すること、(四)更生

保護委託費を増額すること、(五)保護

観察所支部設置に要する経費予算を計

上すること等の措置を講ぜられたいと

の請願。

二月十三日予備審査のため、本委員会

に左の案件を付託された。

一、更生防止法の一部を改正する法

律案

一、婦人補導院法案

案

更生防止法の一部を改正する法律

案

更生防止法の一部を改正する法律

案

更生防止法(昭和三十一年法律第

百十八号)の一部を次のように改正

目次中「第二章 刑事処分(第五

章 第三章 保護更生(第十

六条―第二十二條)を「第二章

刑事処分(第五―第十六條)

導処分(第十七―第三十三條)

に改める。

第一条中「女子に対する」の下に

「補導処分及び」を加える。

第二十二條中「第二十二條」を「第三

十八條」に改め、同条を第四十條と

し、第二十一條を第三十九條とし、

第二十條を第三十八條とし、第十九

條中「昭和二十五年法律第二百三

号」を削り、同条を第三十七條と

し、第十六條から第十八條までを十

八條ずつ繰り下げる。

第二章第十五條の次に次の一条

を加える。

(刑の執行猶予の特例)

第十六條 第五條の罪を犯した者に

対し、その罪のみにて懲役の

言渡をするときは、刑法(明治四

十年法律第四十五号)第二十五條

第二項ただし書の規定を適用しな

い。同法第五十四條第一項の規定

により第五條の罪の刑によつて懲

役の言渡をするときも、同様とす

る。

第三章を第四章とし、第二章の次

に次の一章を加える。

第三章 補導処分

(補導処分)

第十七條 第五條の罪を犯した満二

十歳以上の女子に対して、同条の

罪又は同条の罪と他の罪とに係る

懲役又は禁錮につきその執行を猶

予するときは、その者を補導処分

に付することができる。

2 補導処分が付された者は、婦人

補導院に收容し、その更生のため

に必要な補導を行ふ。

(補導処分の期間)

第十八條 補導処分の期間は、六月

とする。

(保護観察との関係)

第十九條 第五條の罪のみを犯した

者を補導処分にするときは、刑

法第二十五條ノ二第一項の規定を

適用しない。同法第五十四條第一

項の規定により第五條の罪の刑に

よつて処断された者についても、

同様とする。

(補導処分の言渡)

第二十條 裁判所は、補導処分が付

するときは、刑の言渡と同時に、

判決でその言渡をしなければなら

ない。

(勾留状の効力)

第二十一條 補導処分にする旨の

判決の宣告があつたときは、刑事

訴訟法(昭和二十三年法律第百三

十一号)第三百四十三條から第三

百四十五條までの規定を適用しな

い。

(收容)

第二十二條 補導処分にする旨の

裁判が確定した場合において、収

容のため必要があるときは、検察

官は、收容状を発することができ

る。

2 收容状には、補導処分の言渡を

受けた者の氏名、住居、年齢、収

容すべき婦人補導院その他收容に

必要な事項を記載し、これに裁判書

又は裁判を記載した調書の謄本又

は抄本を添えなければならない。

3 收容状は、検察官の指揮によつ

て、検察事務官、警察官又は婦人

補導院若しくは監獄の職員が執行

する。收容状を執行したときは、

これに執行の日時、場所その他必

要な事項を記載しなければならない

い。

4 收容状については、刑事訴訟法

第七十一條、第七十三條第一項及

び第三項並びに第七十四條の規定

を準用する。

5 收容状によつて身体の拘束を受

けた日数は、補導処分の期間に算

入する。

6 検察官は、收容状を発したとき

は、補導処分にする旨の裁判の

執行を指揮することを要したい。

(補導処分の観念)

第二十三條 補導処分にする旨の

二以上の裁判が同時に又は時を異

にして確定した場合において、二

以上の確定裁判があることとなつ

た日以後に一の補導処分について

執行(執行以外の身体の拘束でそ

の日数が補導処分の期間に算入さ

れるものを含む)が行われたとき

は、その日数は、他の補導処分の

期間に算入する。

(在院者の環境調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることが出来る。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号。以下「予防更生法」といふ。)第五十二条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第二十五条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」といふ。)は、補導処分が付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許可することができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分が付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。

3 第一項の仮退院については、予防更生法第二十九条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「予防更生法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、予防更生法第二条、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条から第四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、同法

第三十四条第二項中「第三十一条第三項」とあるのは、「予防防止法第二十五条第三項において準用する第三十一条第三項」と、第四十一条第七項中「第四十五条第一項」とあるのは、「予防防止法第二十七条第二項において準用する第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消)

第二十七条 仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、地方委員会は、仮退院の取消をすることが出来る。

2 前項の仮退院の取消については、予防更生法第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項、第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四十五条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは、「予防防止法第二十六条第二項において準用する第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第四十五条第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検査官は、収容のため再収容状を発することが出来る。

5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならぬ。

6 再収容状については、第二十二

条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることが出来る。

(処分の審査)

第二十八条 前条第一項の規定による地方委員会の処分不服がある者は、処分の日から十五日以内に、中央更生保護審査会に対し、審査の請求をすることが出来る。

2 前項の審査の請求については、予防更生法第四十九条第二項及び第三項、第五十条並びに第五十一条の規定を準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「六十日」とあるのは、「三十日」と読み替えるものとする。

(予防更生法規則の準用)
第二十九条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前四条に定めるもののほか、予防更生法第五十五条から第六十条までの規定を準用する。

(仮退院の効果)
第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されたことなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとする。

(更生保護)
第三十一条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者は、同法第一条第一号に掲げる者とみなし、補導処分により身体

拘束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

(執行猶予期間の短縮)

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものみなす。

2 第五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分が付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五

(補導処分の失効)

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分が付する旨の言渡は、その効力を失う。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 更生緊急保護法の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条」を「第四十条第二項(予防防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。

婦人補導院法案

婦人補導院法

第一条 婦人補導院は、予防防止法

(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定により補導処分が付された者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行つ施設とする。

2 婦人補導院は、国立とする。

(補導)

第二条 婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業の補導を行い、並びにその更生の妨げとなる必身の障害に対する医療を行うものとする。

2 在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳を自覚させ、家事その他の基礎的教養を授け、その情操を豊かにせしめるとともに、在院者が勤労の精神を身に付け、その他自主自立の精神を体得するように、これを指導するものとする。

3 補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい方法で行わなければならない。

(分類処遇)

第三条 在院者の処遇は、本人の性格、医療の要否その他法務省令で定める基準により、在院者を適当な級に分類して行ふものとする。

(賞手金)

第四条 職業の補導を受けた者に対しては、法務省令の定めるところにより、賞手金を与えることができる。

(自己労作)

第五条 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をするこ

とを願ひ出たときは、これを行はせることができる。

(給養)

第六条 在院者には、婦人によさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに食糧及び飲料を給与する。

2 婦人補導院の長は、婦人補導院の規律上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、糧食又は飲料の自弁を許すことができる。

(健康診断)

第七条 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院者の健康診断を行わせるものとする。

2 前項の健康診断にあつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他医学的処置をとることができる。

(面会及び通信)

第八条 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認めるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇所を削除することができる。

2 婦人補導院の長は、在院者の受ける通信によつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該通信の内容を検査してはならない。

(臨時外出)

第九条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができる。

(賞)

第十条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合に、法務省令の定めるところにより、賞を与えることができる。

(懲戒)

第十一条 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

一 嚴重な訓戒をすること。

二十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2 前項第二号の懲戒は、情状により、その執行を猶予し、停止し、又は免除することができる。

(手当金)

第十二条 在院者が職業の補導を受けるに際して、負傷し、又は疾病にかつた場合において、これによつて死亡したとき、身体に障害が残つたとき、又は退院時若しくは仮退院時までになおらないときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。

(償置)

第十三条 婦人補導院の長は、在院者が所持し、又は在院者にあてて送附された金銭、被服その他の物を償置して、これを安全に保管しなければならない。ただし、保存の価値のない物又は保管に適しない物は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相当の処分をしないときは、これを売却してその代金を償置し、又は廃棄することができる。

(学校等の援助)

第十四条 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助を求めることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかよわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(保護具)

第十五条 在院者が暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護具を使用することができる。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいと

まのないときは、この限りでない。

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に抑止する構造のものととし、その製式は、法務省令で定める。

(連戻し)

第十六条 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

2 在院者の逃走後四十八時間を経過したときは、検察官は、連戻収容状を発することができ。

3 前項の連戻収容状については、寛容防止法第二十二條第三項から第五項まで及び第二十七條第五項の規定を準用する。この場合において、同法第二十七條第五項中「仮退院を取り消された者」とあるのは、「婦人補導院から逃走した者」と読み替へるものとする。

(子の保育)

第十七条 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適当な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができる。

(旅費及び衣類の給与)

第十八条 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は

相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

(死亡者の遺留金品)

第十九条 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

(実地監査)

第二十條 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。

(処遇に関する事項)

第二十一条 この法律で定めるもののほか、在院者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

2 婦人補導院の長は、法務大臣の認可を受けて、在院者の処遇に關する細則を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

2 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「少年鑑別所」の下に、「婦人補導院」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「監獄若しくは少年院」を「監獄、少年院若しくは婦人補導院」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

4 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「及び少年鑑別所」を「少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

5 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「少年法第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条」を加え、同条第四項中「少年法第二十四条第一項第三号の処分を受けて少年院に在院している場合」の下に「若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合」を加える。

第六十三条第一項及び第二項中「少年院に在院者」を「少年院若しくは婦人補導院の在院者」に改める。